

# 家畜衛生情報 No. 5

上北地域県民局地域農林水産部中央家畜保健衛生所  
上十三地区家畜衛生推進協議会  
(一社)青森県畜産協会

令和6年8月8日

0176-23-6235 (FAX 0176-23-3044)  
0176-25-2362 (FAX 0176-24-3888)  
017-722-4331 (FAX 017-731-1196)



## 階上町で野生いのししの豚熱感染を確認

令和6年8月3日、三戸郡階上町で死亡した野生いのししが回収され、検査の結果、豚熱ウイルスの陽性反応が確認されました。

本事例は、本県の野生いのししにおける初の感染確認事例になります。野生いのししによる本病の侵入リスクが非常に高まっているため、飼養衛生管理基準の徹底をお願いします。

### ✓ 豚等飼養農場におけるウイルス侵入防止対策について再点検と強化を徹底してください。

→人、車両等の出入り時の消毒や豚舎専用衣服・靴の使用、防護柵・防鳥ネットの点検・修繕



### ✓ 適切な飼養管理を徹底した上で、適時・適切な豚熱ワクチン接種を行ってください。

### ✓ 飼養豚群の健康状態を把握し、特定症状を認めた場合は直ちに家畜保健衛生所に連絡してください。

→通報の遅れは他農場へのまん延リスクを高めることとなります。

通常と異なる死亡の増加・継続の状況がある場合は当所に連絡を。



死亡豚



チアノーゼ

写真出典：国立研究開発法人農業食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門

## 中央家畜保健衛生所

電話 0176-23-6235(平日) 携帯 090-6453-7023(休日・夜間)

ホームページ

青森県中央家畜保健衛生所



豚熱等を発生させないために、  
特に重要な7項目の再点検をお願いします。



## 病原体の侵入防止に係る7項目

### 15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

- 消毒設備の設置・常時消毒・点検（消毒液の残量・有効期限）
- 入場者への消毒の実施

### 16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

- 専用衣服・靴の設置、使用後の洗浄・消毒
- 経路を一方通行とする等の交差汚染対策

### 17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

- 消毒設備の設置・常時消毒・点検（消毒液の残量・有効期限）
- タイヤハウス及び車内の消毒、専用フロアマットの用意等の交差汚染対策

### 25 畜舎に立ち入る者の手指消毒等

- 消毒設備の設置・常時消毒・点検（消毒液の残量・有効期限）

### 26 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用

- 専用衣服・靴の設置
- 衣服の着脱前後における交差汚染対策

### 28 畜舎外での病原体による汚染防止

- 必要のない物品を畜舎内に持ち込まない
- 重機・一輪車等を持ち込む場合、畜舎の出入口での洗浄・消毒

### 32 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

- 不要な資材の処分や除草により野生動物の隠れ場所をなくす
- 病原体が侵入した場合に残存しないよう定期的な消毒